

7 地域の子育てを応援する気運の醸成

(13) 子育てに関する正確な情報提供

- ① 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営
- ② 地域全体の子育てを支援する気運の醸成を図るため、地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰
 - ・ほっかいどう子育て応援大賞：H27…3団体
- ③ 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 - ・各圏域毎に各年度2回程度開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催
- ④ 結婚、妊娠・出産、子育てを応援する気運醸成のため、テレビCMなど様々なメディアを活用した広報啓発を展開する「ポジティブキャンペーン」を11月を中心に実施
- ⑤ 乳幼児を抱える親子が安心して外出できる環境づくりを図るため、授乳やおむつ交換ができる場所を有する施設の登録を行う「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録等促進事業の実施
 - ・登録数：275施設
- ⑥ 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援が行われるよう、市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進
- ⑦ 発達障がい児やその家族の身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけるよう、発達障害者支援センターにおいて、関係機関の職員だけでは対応が困難な方への専門的な助言を実施

(14) 父親の育児への積極的参加の促進

- ① 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発を促進
 - ・仕事と家庭を考えるシンポジウムの開催
 - ・リーフレットの作成・配布
 - ・両立支援推進企業表彰：H27…3企業
- ② 父親参加型親子体験イベント、企業向けセミナー等の実施により、父親の育児参加の理解と促進を図る。
 - ・父親参加型イベント：H27…4回
 - ・企業向けセミナー：H27…17企業・団体

(15) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進

- ① 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発を促進
 - ・仕事と家庭を考えるシンポジウムの開催
 - ・リーフレットの作成・配布
 - ・両立支援推進企業表彰：H27…3企業
- ② 男女平等参画社会づくりの推進のため、情報誌の発行及び先駆的活動を顕彰
 - ・機関誌「イコール・パートナー」の発行：年3回
 - ・男女平等参画チャレンジ賞による表彰：団体1、個人1
- ③ 北海道女性プラザの運営及び財団法人北海道女性協会が実施する事業を支援
 - ・女性プラザ祭の開催：11/9～14、講演会、DVD上映会、パネル展、バザー、セミナー等を実施
 - ・教養講座「えるのす連続講座（女性大学）」の開講：第1期、第2期（各10回）、受講生計391人
 - ・教養講演会：道内6市町村で開催、参加者延べ577名 ※ケアメン講座など

- ・法律相談 : プラザ～ 24回、相談者81人 協会～ 道内6地域、相談者数計29名
 - ・女性プラザにおける情報コーナー（図書等の貸出など）や交流フロアの運営
 - ・女性プラザだより「えるのす」の発行（年2回）、ホームページの運営、メールマガジンの発信（年8回）
- ④ 子育て支援団体や地域子育て支援拠点の従事者、一般の方などを対象に、地域の子育て支援活動の活性化やネットワークの形成を図るため、14振興局ごとに「子ども・子育て応援セミナー」を開催。

8 待機児童の解消等

(16) 保育サービスの充実

- ① 待機児童の解消を図るため、市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園の計画的な整備や、サービス提供体制の確保を実施
- ・保育所整備 : H27…12か所
 - ・認定こども園（保育所分）整備 : H27…24か所
 - ・認定こども園（幼稚園分）整備 : H27…13か所
- ② 利用者が求める多様な保育サービスの確保を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（平成27年10月現在）を把握し、子ども・子育て支援部会において委員から意見を聴取
- ③ 様々な働き方に対応するため、「認定こども園」の設置を促進
- ・施設数 : 206か所（うち、道所管分159か所）〈H28.4.1〉

■ 待機児童数

目標 (H29)	H27実績	進捗率
ゼロ	94人	—

(H28.4.1現在)

9 幼児教育・保育の充実

(17) 教育・保育の一体的提供の促進

- ① すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿った質の高いサービスの普及を促進
- ② 適切な規模による教育・保育の一体的提供や、地域における子育て支援体制を充実するため、地域の実情に応じ、「認定こども園」の設置を促進
- ・施設数 : 206か所（うち、道所管分159か所）〈H28.4.1〉
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく進捗状況（平成27年10月現在）を把握し、子ども・子育て支援部会において委員から意見を聴取
- ④ 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
- ・各圏域毎に各年度2回程度開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催

■ 認定こども園設置数

目標	H27実績	進捗率
298か所(H31)		
112か所(H27)	110か所	98.2%

■ 学校教育や保育を必要とする量の見込み及び確保方策

		計画（上段H31、下段H27）				H 2 7 実績			
		幼児期の学校 教育を希望す る子ども	保育を必要とする子ども			幼児期の学校 教育を希望す る子ども	保育を必要とする子ども		
			3歳以上	1・2歳	0歳		3歳以上	1・2歳	0歳
		(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)		
量の見込み	61,740 66,328	41,273 44,593	25,547 27,811	6,851 7,531	—	—	—	—	
確 保 方 策	認定こども園 幼稚園・保育所	74,062 76,461	46,155 44,829	24,268 23,184	7,333 6,794	76,849 (100.5%)	44,566 (99.4%)	23,241 (100.2%)	6,786 (99.9%)
	特定地域型 保育事業			1,984 1,185	602 437			1,093 (92.2%)	364 (83.3%)
	認可外保育 施設		4,837 6,321	1,813 2,457	454 729		6,174 (97.7%)	2,394 (97.4%)	449 (61.6%)
	計	74,062 76,461	50,992 51,150	28,065 26,826	8,389 7,960	76,849 (100.5%)	50,740 (99.2%)	26,728 (99.6%)	7,599 (95.5%)

(18) 多様な保育サービスの提供

- ① 様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスが受けられるよう、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、特定保育、子育て短期支援、利用者支援事業の促進
- ② へき地保育所の運営の支援
 - ・へき地保育所：H27…64市町村（171か所）
- ③ 地域の子育て支援として幼稚園において保育サービスを提供
 - ・私立65市町村（317園）<H27末>、公立41市町村（62園）<H27末>

■ 地域子ども・子育て支援事業

項目	目標	H 2 7 実績	進捗率
時間外保育 (延長保育)	856か所(H31)	733か所	97.7%
	750か所(H27)		
病児・病後児保育	86か所(H31)	45か所	90.0%
	50か所(H27)		
一時預かり	540か所(H31)	515か所	107.1%
	481か所(H27)		
子育て短期支援	47市町村(H31)	37市町村	94.9%
	39市町村(H27)		
利用者支援事業	53市町村(H31)	37市町村	88.1%
	42市町村(H27)		

■ 夜間保育

目標 (H31)	H 2 7 実績	進捗率
10か所	9か所	90.0%

■ 休日保育

目標 (H31)	H 2 7 実績	進捗率
55か所	31か所	56.4%

(19) 教育・保育を支える人材の確保及び質の向上

- ① 保育教諭等の資質の向上を図るため、幼稚園教職員研修を実施
 - ・幼稚園新採用教員研修、10年経験者研修、幼稚園教育指導者講座
- ② 保育士資格を有さない従事者の資格取得の支援を実施
 - ・支援実績：H27…1名
- ③ 保育士等の資質の向上を図るため、障がい児保育や子育て支援に係る専門的な研修を実施
- ④ 子どもの発達支援の充実に向け、障がい児支援体制整備事業（発達支援関係職員実践研修）を実施
- ⑤ 幼稚園教育研究協議会において、幼保連携教育の改善充実に向けた協議の実施 H27…1回
- ⑥ 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の支援の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施
 - ・研修の実施：H27…8コース、修了者数144名（うち22名は基本研修修了者）

(20) 良質なサービスの確保

- ① 質の確保や運営状況の改善のため、各総合振興局（振興局）において事業者への運営指導を実施
- ② 保育士等の資質の向上を図るため、障がい児保育や子育て支援に係る専門的な研修を実施

(21) 子育て支援等に関する情報提供

- ① 子育て支援団体や地域子育て支援拠点の従事者、一般の方などを対象に、地域の子育て支援活動の活性化やネットワークの形成を図るため、14振興局ごとに「子ども・子育て応援セミナー」を開催
- ② 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営
- ③ 子育て世帯に対し、身近な場所で地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談・援助を行うことを目的として地域子育て支援拠点を設置し、子育て親子の交流等を促進する事業を実施している市町村に対し補助

10 放課後児童の健全育成

(22) 放課後児童の健全育成

- ① 放課後における児童の健全育成のため、放課後児童クラブ、放課後子供教室の運営を支援
 - ・放課後児童クラブ補助実施市町村（政令市、中核市を含む）：H27…143市町村（915クラブ）
 - ・放課後子供教室補助実施市町村（政令市、中核市を除く）：H27…61市町村（132教室）
- ② 放課後子ども総合プラン関係者の資質向上や情報交換を図るための研修会の開催
 - ・開催回数：H27…11回（道内4ブロック×2回+3カ所×1回）
- ③ 放課後児童支援員認定資格研修の実施
 - ・研修の実施：H27…6圏域、修了者数519名（うち15名は一部科目修了者）
- ④ 行政関係者、学校関係者、社会教育関係者等が連携し、放課後対策の総合的なあり方を検討するため、学校・家庭・地域の連携による教育活動促進事業推進委員会の実施
 - ・実施回数：H27…3回
- ⑤ 放課後児童クラブでの障がい児の処遇改善や受け入れの促進のため、障がい児の受け入れに必要な放課後児童クラブの改修などの環境改善を支援（政令市・中核市を含む）
 - ・補助実施市町村：H27…10市町（10クラブ）

■ 放課後児童クラブ

目標	H 2 7実績	進捗率
1,016か所(H31)	987か所	100.3%
984か所(H27)		

■ 放課後子供教室

目標 (H29)	H 2 7実績	進捗率
全市町村	105市町村	58.6%

※単費・類似事業を実施する市町村を含む

11 地域における子育て支援体制等の充実

(23) 子育て支援拠点等の整備

- ① 子育て世帯に対し、身近な場所で地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談・援助を行うことを目的として地域子育て支援拠点を設置し、子育て親子の交流等を促進する事業を実施している市町村に対し補助
- ② 子育て支援団体や地域子育て支援拠点の従事者、一般の方などを対象に、地域の子育て支援活動の活性化やネットワークの形成を図るため、14振興局ごとに「子ども・子育て応援セミナー」を開催
- ③ 育児・介護に関する相互援助活動を行うファミリーサポートセンターの活動を促進

■ 地域子育て支援拠点

目標	H 2 7実績	進捗率
398か所(H31)	383か所	99.0%
387か所(H27)		

■ ファミリーサポートセンター

目標	H 2 7実績	進捗率
76市町村(H31)	53市町村	100%
53市町村(H27)		

(24) 相談体制の整備

- ① 家庭教育に関する悩みや不安を持つ親等が増加していることから、臨床心理士により家庭教育に関する相談に適切に対処できる総合的な相談体制を整備し、家庭の教育力の充実を図る
- ② 女性のライフステージに応じた様々な相談への総合的な対応
 - ・道立女性プラザ内に設置する「女性の活躍支援センター」の設置・運営 (H27.10～ 相談件数87件)

12 ひとり親家庭等への支援の充実

(25) 相談機能の充実

- ① 総合振興局(振興局)に母子・父子自立支援員、また、各母子家庭等就業・自立支援センターに就業相

談員及び就業促進員を配置し、ひとり親家庭等からの生活全般、就業、養育費などの相談に応じるほか、各種制度や事業の情報を提供するなどの支援を実施

- ② 母子・父子自立支援員を対象とした研修及び母子家庭等就業・自立支援センター職員に対する研修を実施したほか、関係団体が開催した研修会を活用するなどし、相談業務を担当する職員の資質の向上を推進
 - ・母子・父子自立支援員の研修の実施 : H27…1回(参加者45名)
 - ・母子家庭等就業・自立支援センター職員の研修の実施 : H27…1回(参加者7名)
- ③ ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の周知を図るため、ホームページ、リーフレット等による情報発信を行ったほか、市町村広報誌への掲載を依頼
- ④ 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営

(26) 就業支援の充実

- ① 全道6か所(道央(室蘭市)、道南(函館市)、道北(旭川市)、オホーツク(北見市)、十勝(帯広市)、釧路(釧路市))に母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、就業支援講習会、職場開拓、就業情報提供等一貫した就業支援や養育費の専門相談など生活支援を実施するとともに、児童扶養手当受給者等に対し、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定
- ② 母子家庭の母等の主体的な能力開発の取組を支援するため自立支援教育訓練給付金を支給したほか、就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、母子家庭等の自立を促進するため母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行った。
 - ・自立支援教育訓練給付金 : H27…2件
 - ・高等職業訓練促進給付金 : H27…17件
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金(事業継続資金) : H27…1件
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金(技能習得資金) : H27…52件
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金(就業資金) : H27…51件

■ 母子・父子自立支援プログラムの策定数

目標 (H31)	H 2 7実績	進捗率
250件	149件	59.6%

(27) 生活・経済的支援の充実

- ① ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援し、その生活の安定を図るため、家庭生活支援員の派遣及び生活支援事業を実施する市町村に対し補助
 - ・補助実績 : H27…8市町村
- ② ひとり親家庭の経済的自立を助成するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行ったほか、母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費確保等の相談支援を実施
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 : H27…1, 527件
- ③ 母子生活支援施設について、ホームページにより周知
- ④ 道立女性相談援助センターにおける要保護女子及び暴力被害女性の相談、保護、自立支援
 - ・婦人相談員による電話相談及び面接相談の実施
 - ・婦人相談所等における一時保護の実施
 - ・入所者に対する自立支援の取組(心理支援、生活指導、健康管理、技能指導、就労支援)
 - ・同伴児童に対する学習支援
- ⑤ 道と市町村、不動産関連事業者、賃貸住宅オーナー、地域サポート団体の連携により、子育て世帯等の民間賃貸住宅への居住支援を目的とした北海道あんしん賃貸支援事業により、子育て世帯を受け入れる民間賃貸住宅への入居に関する情報を提供

(28) 母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実

- ① 社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会が行う「母子・父子福祉センター」の運営に対し補助
- ② 母子・父子福祉団体等との特定随意契約に係る登録実施要領を定めているほか、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への配慮について関係機関に依頼

13 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実

(29) 社会的養護体制の整備

- ① 児童養護施設等への指導監査の実施により、運営状況の確認と必要な指導を実施
- ② 児童養護職員等の職員に対して、ケアの責任者である基幹的職員となるための研修の実施や、児童相談所職員を対象とした各種研修時に聴講を可能とするなど研修機会を充実。また、心理療法担当職員等の専門職員の配置を促進するため、措置費により支援を実施
 - ・児童養護施設等基幹的職員職員研修 : H27…26人
 - ・心理療法担当職員の配置 : H27…16施設
- ③ 新たに施設入所する子どもに対して「子どもの権利ノート」を配布し、子どもの権利意識の醸成を図るとともに、相談窓口を周知。また、被措置児童等虐待を防止するため、北海道児童養護施設協議会との意見交換を実施
- ④ 児童養護施設等に入所している児童に対して多様な体験活動の機会を提供する費用を補助
 - ・児童養護施設 : H27…22カ所
 - ・乳児院 : H27…1カ所
 - ・児童自立支援施設 : H27…2カ所

(30) 家庭的養護の推進

- ① 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親やファミリーホームの活用を推進
 - ・小規模グループケア等 : 17カ所 (H27新規2カ所)
 - ・ファミリーホーム : 21カ所 (H27新規3カ所)
- ② 児童養護施設において自立支援担当職員を配置するよう、国への要望を実施
- ③ 児童養護施設等の小規模化等を図るため、施設整備に対する補助を実施
 - ・地域小規模児童養護施設 : H27…1カ所創設
- ④ 里親制度の普及・啓発や里親の資質向上のため、里親総合支援事業の一部事業を北海道里親会連合会に委託して実施

■ 児童養護施設等における、本体施設、小規模グループケア等及び里親やファミリーホーム等への委託の割合

目標 (H31)	H27実績	進捗率
本体施設 66.4%	69.8%	-
小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設 7.5%	4.6%	61.3%
里親及びファミリーホーム 26.1%	25.6%	98.1%

14 障がい等のある子どもへの支援等の充実

(31) 特別支援教育の確保等

- ① 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に適切に対応するため、市町村において配置している特別支援教育支援員を対象とした研修会を開催
 - ・研修会：全道4会場で開催
- ② 発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の充実を図るための事業を実施
 - ・幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名
 - ・発達障がいを含む障がいの有無の判断に係る適切な教育的対応（指導内容・方法）を助言するため、専門家チームの派遣及び巡回相談の実施
 - ・特別支援学校のセンター的機能の充実のため、すべての道立特別支援学校を「特別支援教育推進校」に指定するとともに、他の特別支援学校から各障がい種の専門性について、相談依頼があった際の巡回相談の実施
 - ・「特別支援教育充実セミナー」「幼児期の教育に携わる方のための特別支援教育研修会」「特別支援教育進路指導協議会」等の実施

(32) 障がい児への支援

- ① 市町村において、発達の遅れ又は障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び発達支援を受けることができるよう、市町村が指定する子ども発達支援センターにおいて実施
- ② 発達障がい児やその家族の身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけるよう、発達障害者支援センターにおいて、関係機関の職員だけでは対応が困難な方への専門的な助言を実施
- ③ 障がいのある子どもを養育する家族に対し、在宅での介護や外出時における移動の介護、その他生活全般にわたる援助を提供し、社会参加を促進
- ④ 障がいのある子どもが障害児通所支援事業所を利用し、必要な訓練を受けることにより、生活能力の向上や、社会との交流を促進
- ⑤ 障がいのある子どもが、介護を行う家族の疾病等の理由により在宅での介護を受けられない場合、一時的に短期入所事業所を利用することにより、障がいのある子どもや家族の福祉を増進
- ⑥ 医療的ケアの必要な在宅重症心身障がい児（者）の状況調査を実施（札幌市を除く。）
 - ・在宅重症心身障がい児（者）数：H27…649人（うち医療的ケアの必要な児（者）数364人）
- ⑦ 医療的ケアの必要な在宅重症心身障がい児（者）に対し、社会活動への参加を確保するため、医療的ケア支援事業を実施する市町村に補助金を交付
 - ・交付件数：H27…7市町13名
- ⑧ 通常の歯科治療を受けることが困難と思われる障がい児に対し、歯科疾患の予防、健診、相談及び歯科医療機関受診のための適切な支援を行う。また、地域で障がい児のかかりつけ歯科医の確保を図る。
 - ・母子通園センター等への訪問支援：H27…実施延べ人数 382人
- ⑨ 関係部局・機関との連携の下、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係者からなる特別支援連携協議会を設置し、地域における特別支援教育の推進について協議
 - ・広域特別支援連携協議会：H27…2回
 - ・各教育局管内特別支援連携協議会：H27…2回

15 雇用環境等の整備

(33) ワーク・ライフ・バランス等に関する気運の醸成

- ① 中小企業の労働福祉向上のため、労働問題セミナーの開催、労働ガイドブックを作成及び配布
 - ・労働問題セミナーの開催：H27…15回
- ② 「ほっかいどう子育て応援共同宣言（H21.11.11宣言）」による取組を推進するため、道と5つの経済団体において連絡会議を開催
- ③ ファミリー・サポート・センター事業への関心と理解を深め、センターの設置促進及び相互援助活動の円滑な推進等を図るため、ファミリー・サポート・センター意見交換会を開催
- ④ 子育て支援団体や地域子育て支援拠点の従事者、一般の方などを対象に、地域の子育て支援活動の活性化やネットワークの形成を図るため、14振興局ごとに「子ども・子育て応援セミナー」を開催

(34) 企業等における取組の促進

- ① 非正規労働者の正社員化や処遇を改善するため、「多様な正社員制度」の導入に意欲のある企業を対象に、普及啓発セミナーの開催や相談会の実施、アドバイザーの派遣を行った。
 - ・「多様な正社員制度」に関する普及啓発セミナーの開催 6カ所

(35) 両立のための環境整備

- ① 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、両立支援推進企業表彰を実施
 - ・両立支援推進企業表彰：H27…3企業
- ② 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発として、仕事と家庭を考えるシンポジウムの開催（2月）やリーフレットの作成・配布
- ③ 両立支援促進アドバイザーの派遣
 - ・派遣企業数：H27…13企業
- ④ 一般事業主行動計画の策定状況<H27末>
 - ・策定企業数：2,295企業（うち常用雇用労働者101人以上（策定義務）の企業1,594社（96.0%））

■ 女性（25～34歳）の就業率

目標（H29）	H27実績	進捗率
全国平均値	43.9%	91.5%

※総務省「労働力調査」〈全国値48.0%〉

■ 育児休業制度取得率

目標（H29）	H27実績	進捗率
男性 10%	4.2%	42.0%
女性 85%	81.0%	95.3%

■ 年次有給休暇取得率

目標（H31）	H27実績	進捗率
66.3%	43.1%	65.0%

(36) 積極的な企業に対する優遇制度の推進

- ① 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、両立支援推進企業表彰を実施
 - ・両立支援推進企業表彰：H27…3企業
- ② 「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」への登録を促進
 - ・登録企業数：283社<H27末>

- ③ 仕事と家庭の両立支援の取組を積極的に推進している企業に対する入札参加資格審査における加点等の実施

・一般事業主行動計画策定企業への加点：648社<H27末>

■ 子育て支援する企業の割合

目標 (H29)	H 2 7 実績	進捗率
大企業 100%	大企業 94.7%	94.7%
中小企業 25%	中小企業 2.38%	9.5%

※一般事業主行動計画策定届の届出の状況

16 乳児及び乳幼児の健康の確保

(37) 小児医療の提供体制の整備

- ① 病院の輪番制の実施により、重症の小児救急患者の二次救急医療体制を確保
- ② 夜間における子どもの急な病気やけがの際に、保護者等が電話により専門の医師や看護師から症状に応じた適切な助言を受けることのできる小児救急電話相談体制を整備
- ・相談件数：H27…10,214件
- ③ 長期療養児療育指導のため、療育相談会や訪問指導を実施
- ・実施回数：H27…137回

(38) 母子保健サービスの推進体制の整備

- ① 先天性代謝異常等検査のため、新生児に対し、血液によるマス・スクリーニング検査を実施
- ・実施件数：H27…23,301人
- ② 母子保健推進のため、低体重児の届出等で把握した家庭を訪問し、未熟児の発育・発達の確認や必要な保健指導を実施

■ 1歳6か月児健康診査受診率（保健所設置市を除く）

目標 (H31)	H 2 7 実績	進捗率
100%	96.5%	96.5%

■ 3歳児健康診査受診率（保健所設置市を除く）

目標 (H31)	H 2 7 実績	進捗率
100%	96.0%	96.0%

(39) 食育の推進

- ① 「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画第3次（H26.3月策定））に基づき、北海道の特性を活かし、ライフステージごとに様々なことを学ぶ「食育」を総合的に推進
- ・どさんこ食育推進協議会の設置及び地域における食育推進のためのネットワークの構築
- ・食育コーディネーター制度の普及や食育ホームページによる食に関する情報の提供
- ・地域懇話会の開催
- ・食育ファーム制度の推進
- ・北海道食育推進優良活動表彰の実施
- ② 朝食をとらずに登校する子をゼロにすることを旨とし、学校、家庭、地域が連携して子どもたちの生活リズムの向上を図るための「早寝早起き朝ごはん運動」を展開

- ③ 届け出のあった未熟児に対する訪問指導により乳幼児の食育を推進

17 子育て世帯の経済的な負担の軽減

(40) 経済的な負担の軽減

- ① 就学前の乳幼児については通院及び入院費、小学生については入院にかかる医療を助成
 - ・受診件数：H27…408万1,000件
- ② 母子家庭又は父子家庭における児童の医療費及び親の入院費を助成
 - ・受診件数：H27…86万9,000件
- ③ 小児慢性特定疾病児童等の医療費を助成
 - ・受給者証交付件数：2,419件（H28.3末）
- ④ 出産前後の家庭を対象に、マタニティ用品の購入等による一時的な支出増加への臨時的な支援を実施。

18 総合的な虐待防止対策の推進

(41) 児童虐待防止等に関する普及啓発

- ① 児童虐待やいじめの防止に係る取組への意識を醸成するため、児童虐待防止推進月間である11月に、オレンジリボンキャンペーンとして街頭啓発を行うとともに、道内8か所で児童虐待防止シンポジウムを開催
- ② 児童相談所全国共通ダイヤル「189」をはじめとする、児童虐待の通告先や相談窓口の周知

(42) 児童相談所の機能及び市町村支援の充実

- ① 各種研修事業の実施により、児童福祉関係職員の専門性の向上を図るとともに、専門技術の指導者となる人材を育成し、児童虐待防止に向けた取組を促進
 - ・児童相談所等新任職員研修：H27…19名
 - ・新任児童福祉司研修：H27…15名
 - ・家族支援手法入門研修：H27…32名
 - ・メンタルヘルスマネジメント・リーダー養成研修：H27…14名
 - ・警察と児童相談所による児童虐待合同研修：H27…9名
 - ・児童養護施設等基幹的職員研修：H27…27名
 - ・その他道外研修：H27…47名
- ② 市町村を支援するため、各児童相談所に「移動相談室」を開設
 - ・実施回数：H27…681回
- ③ 医療的対応機能事業と法的対応強化事業の実施
 - ・助言を受けた回数：医学的助言…2回、法的助言…10回
- ④ 要保護児童対策地域協議会への児童相談所の参画、連携
- ⑤ 市町村の相談担当職員育成のための研修事業の実施
 - ・実施回数：H27…19回（34市町村、延べ332人）
- ⑥ 8児童相談所で道警各地域方面本部との担当者ブロック会議を実施

(43) 養育支援を必要とする家庭の把握や支援のための体制整備

- ① 虐待予防ケアマネジメントシステムに関する研修、評価の実施や市町村に対する困難事例に関する技術的支援

- ② 児童虐待の発生子防の観点から、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする者を早期発見するため、医療機関、市町村、保健所との連携を強化
 - ・養育者支援、医療機関連携システムによる情報提供数 : H27…2, 711件
- ③ 「おや?おや?安心サポートシステム」の活用を促進
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の未実施市町村解消に向けた支援
- ⑤ 虐待予防ケアマネジメントシステム等で早期に把握した養育困難家庭等に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会を中心とした見守り機能の強化に向けたネットワークづくりを推進
 - ・地域別の関係者会議 : H27…24回(延べ参加者数639名)

(44) 里親による養育援助体制の整備

- ① 里親からの援助の求めに応じて保育士OBなどによる養育援助者を派遣し、生活支援を実施
 - ・援助希望里親(派遣回数) : H27…9組(延べ23回)
- ② 里親が児童相談所等を集い、児童福祉司OBを交えた話し合いの場を設け、里親相互で養育技術を向上
 - ・実施回数(参加里親) : H27…59回(延べ862人参加)
- ③ 里親制度の普及・啓発や里親の資質向上のため、里親総合支援事業の一部事業を北海道里親会連合会に委託して実施

(45) 児童養護施設や児童家庭支援センターによる養育援助体制の整備

- ① 児童家庭支援センター(道内8か所に設置)で、来所、訪問、電話により、相談を実施
 - ・相談件数(8か所) : H27…5,459件(実人数1,638人)

(46) 被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援

- ① 精神科医によるカウンセリング等の実施
 - ・実施回数 : H27…127回
- ② 家族再統合研修を実施
 - ・入門研修 : H27…32人
 - ・トレーナー養成研修 : H27…14人

(47) 配偶者暴力相談支援センターとの連携

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や一時保護等に関する情報を提供
 - ・道ホームページによる相談窓口の周知
 - ・DV防止啓発カード、リーフレットの作成配付(関係機関のほか、コンビニ店舗など)
 - ・デートDV防止に関するリーフレットの道内高等学校等への配付
 - ・パネル展(女性に対する暴力をなくす運動期間11/12~25に併せ、本庁ロビーで実施)
- ② 地域における連携を促進するため、配偶者暴力相談支援センター・児童相談所等の関係者により情報交換の会議を開催
 - ・女性相談援助関係機関等連絡会議(44機関:H27については開催時期検討のため延期)※児童相談所含む
 - ・地域連絡会議(振興局、司法機関、市町村、警察、弁護士、民間シェルターなど14地域で開催)
 - ・女性相談関係職員研修会(8/27開催)
 - ・配偶者暴力被害者自立支援サポーター養成研修(道内4地域で開催、H27.12~H28.2)

子育て・自立のステージ

～ 次代を担う子どもたちが健やかに成長でき、
北海道に住み続けることができる環境づくり ～

19 未来の親となる若年者への就労支援

(48) 若年者の雇用の安定

- ① 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
 - ・専修学校活用講座 : H27…3 2 3 講座
- ② 将来親になるであろう若者を対象として、「少子化の現状」、「子育て支援」、「仕事と家庭の両立」などの理解促進を図るため、大学等との連携による「次代の親づくりのための教育」を実施
 - ・実施学校等 : H27…2 0 大学、4 0 高校、4 中学、2 施設
 - ・受講者数 : H27…5, 0 0 1 名

20 子どもの権利及び利益の尊重

(49) 子どもの意見の適切な社会反映

- ① 北海道子どもの未来づくり審議会に「子ども部会」を設置、年2回開催
 - ・子ども委員 : 高校生17名
 - H27…付託テーマ : 「私たちがつくる北海道の未来」
 - 知事への建議 : 「結婚や出産など将来の希望がかなうよう、男女が出会い、安心して交流できる情報などを提供する。」など4項目
- ② 北海道子どもの未来づくり審議会「子ども部会」における審議内容や、知事への建議の状況等を道のホームページ等で掲載し、市町村の取組への反映を促進
- ③ 道内高校生の意識・意見調査を実施
 - ・主な調査項目 : 家庭・親子関係、「生き方」や道徳観・倫理観、悩みごと、学校生活など

■ 子ども部会の運営

目標 (H31)	H 2 7 実績	進捗率
子どもの意見を 施策に適切に反映	1 部会 2 回開催	—

21 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実

(50) 児童養護施設等退所児童への自立支援

- ① 児童養護施設等を退所した子どもの自立に向け、就職した子どもに対する支度費や大学等に進学した子どもに対する支度費を支給
 - ・就職支度費 : H27…5 4 人
 - ・大学進学等自立生活支度費 : H27…1 2 人
- ② 児童養護施設等を退所する子どもに保証人がいない場合の損害賠償保険料を負担
 - ・身元保証契約 : H27…5 件
 - ・連帯保証契約 : H27…6 件

- ③ 児童養護施設等に入所中の子どもの就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、パソコンの設置に要する費用を補助
 - ・児童養護施設等 : H27…17か所
- ④ 緊急雇用創出推進事業による就業支援事業の実施
 - ・就業支援による就職者 : H27…23人
 - ・集団研修・集団指導 : H27…9か所36人
 - ・個別指導 : H27…10人
 - ・職場開拓 : H27…254社
- ⑤ 自立援助ホームにおいて相談支援等を実施
 - ・自立援助ホーム : 11か所

22 子どもの健全育成等の促進

(51) 望ましい生活習慣確立のための意識啓発

- ① 「生活リズムチェックシート」の活用
 - ・全道14管内で生活リズムチェックシート活用促進講習会を開催
- ② 「ノーゲームデー」の推進
 - ・PTA等との協働による普及フォーラムを道内15会場で実施
 - ・ネット利用をテーマとした高等学校生徒会フォーラムを道内3会場で開催
 - ・どさんこアウトメディアプロジェクトサポーターズセミナーの開催

(52) 児童館活動の促進

- ① 遊びを通じ健全育成をめざす児童館、児童センターの整備促進
 - ・児童館 : 126か所(札幌市除く)
 - ・児童センター : 119か所(札幌市除く)
- ② 児童館関係団体との連携を図りながら、情報の交換や児童館等の活動を支援

(53) 文化・スポーツ等に親しむ環境の整備

- ① 子どもの豊かな感性や想像力などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりを推進するため、各地域における読み聞かせやブックスタートの普及を進め、未実施の市町村に対し、実施に向けた指導や助言の実施
- ② 北海道グローバル人材育成事業の実施
 - ・イングリッシュ・キャンプ(小中学生対象) : H27…6会場178人
 - ・スーパー・イングリッシュ・キャンプ(高校生対象) : H27…1会場31人
- ③ 北海道博物館や北海道開拓の村において、北海道の歴史・文化・自然に関する資料展示や、親子で楽しめる体験型イベントを実施
- ④ オホーツク流氷科学センターにおいて、流氷などの科学的知識の普及やオホーツク圏の自然、生活文化への理解促進に向けたイベントや体験学習を実施
- ⑤ (公財)北海道文化財団を通じた芸術文化鑑賞事業へ助成 : H27…50件
- ⑥ 「道民の森」の利用促進
 - ・「道民の森」の維持運営
- ⑦ 森林づくりの情報の提供、森林とのふれあいの機会の確保
 - ・「森づくりネットワークの集い」の開催 : H27…1回
 - ・季節情報誌の発行等 : 毎年度17か所
 - ・森林とふれあうプログラムの提供 : H27…521回

- ⑧ 本道ゆかりのスポーツ選手等を講師に迎え、五輪種目や冬季種目を中心とした体験型教室を開催
 ・開催実績：H27…3会場265人

■ ブックスタート事業の実施状況

目標 (H29)	H 2 7 実績	進捗率
全市町村	169市町村	94.4%

※ブックスタート事業に準じた事業を実施する市町村を含む

■ 国際理解教育の実施状況

目標 (H29)	H 2 7 実績	進捗率
100%	84%	84.0%

※国際理解教育を行っている公立高等学校の割合

(54) 公園、遊び場の整備

- ① 公園の整備、利用促進
 ・道立公園供用合計数：H27…11か所
 ・道立公園供用合計面積：H27…989ha
- ② 「道民の森」の利用促進
 ・「道民の森」の維持運営
- ③ 子どもたちの川づくりのため、水質の改善やゆとりを確保
- ④ 子どもたちの水辺の遊びを支えるため、自然環境あふれる安全な水辺の創出、地域連携体制の構築
- ⑤ 地域住民の要望に応え、海水浴等の利用度の高い海岸や景勝地で、安全で快適なレクリエーションの場を創出
 ・整備数：H27…1か所

(55) 食育等の普及

- ① 「どさんこ食育推進プラン」(北海道食育推進計画第3次(H26.3月策定))に基づき、北海道の特性を活かし、ライフステージごとに様々なことを学ぶ「食育」を総合的に推進
 ・どさんこ食育推進協議会の設置及び地域における食育推進のためのネットワークの構築
 ・食育コーディネーター制度の普及や食育ホームページによる食に関する情報の提供
 ・地域懇話会の開催
 ・食育ファーム制度の推進
 ・北海道食育推進優良活動表彰の実施
- ② 学校における食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭(教職員と連携し、「食に関する指導」を担当)を小学校などへ配置
 ・配置人数：436人<H27.4.1>
- ③ 文部科学省の委託事業「スーパー食育スクール事業」を活用し実践研究を実施
 ・実施市町村：H27…1町
- ④ 将来の魚食文化を支えていく子ども達に北海道の水産物を身近に感じてもらうため、水産教室を開催し、魚食の普及促進を図るほか、水産業・漁村に対する理解促進のため、小中学生等を対象とした出前授業を実施
 ・こどもおさかな教室の開催：H27…2回
 ・出前授業の開催：H27…59件
- ⑤ 「道民の森」の利用促進
 ・「道民の森」の維持運営
- ⑥ 森林づくりの情報の提供、森林とのふれあいの機会の確保

- ・「森づくりネットワークの集い」の開催 : H27…1回
- ・季節情報誌の発行等 : 毎年度17か所
- ・森林とふれあうプログラムの提供 : H27…521回
- ⑦ 木育活動の指導者・アドバイザーとしての役割を担える人材（木育マイスター）を育成
 - ・木育マイスターの育成 : H27…23名
- ⑧ 家族連れなどが気軽に森林づくりに参加できる「エコ・チャレンジの森」を道民の森に設定し、来園者や児童・生徒による植樹活動を推進
 - ・参加者数 : H27…612名
 - ・植樹 : H27…1,723本

■ 食育推進計画を作成している市町村数

目標 (H30)	H27実績	進捗率
全市町村	78市町村	43.6%

(56) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- ① 人工妊娠中絶、性感染症、飲酒、喫煙などの思春期における健康教育の推進に有効な手段であるピアカウンセリング推進事業を実施
 - ・実施道立保健所 : H27…3か所
- ② 道立保健所による思春期相談の実施
 - ・相談件数 : H27…177件
- ③ 思春期に関する保健関係職員のスキルアップと連携推進のため、ピアカウンセラーの養成など研修や会議を道立保健所で実施
 - ・実施回数 : H27…70回
- ④ 「女性の健康サポートセンター」による相談を実施
 - ・相談件数 : H27…9,709件
- ⑤ 女性が自らの健康状態に応じ、的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育の実施及び「女性の健康手帳」を作成・配布
- ⑥ 教員や関係機関等を対象とした、全道研究協議会を札幌の1地区で開催
- ⑦ 学校と連携した小・中・高校における薬物乱用防止教室を計画的に開催し、薬物の有害性に関する正しい知識の習得等薬物乱用防止意識の向上を図るとともに、少年相談110番の開設とその広報を実施し、覚せい剤等薬物乱用防止をはじめ、少年の非行や犯罪被害等防止のための活動を推進
 - ・少年相談電話 : H27…203件
 - ・相談時間 : H27…4,763分

23 教育環境の整備

(57) キャリア教育等の推進

- ① 望ましい勤労観・職業観を育成するため、高校生インターンシップ推進事業を実施
 - ・全日制道立高校生の参加 : H27…20,822人(24.1%)
- ② 各学校や地域におけるキャリア教育の充実を目指して道内各地区の実践を掲載した事例集を作成し、各小・中学校、高等学校での活用を促進
- ③ 道研講座及び各種研修事業におけるキャリア教育の充実に係る教員研修の実施
- ④ 小・中学校教育課程改善の手引にキャリア教育の充実に係る資料を掲載し、小・中学校での活用を促進

■ インターンシップの実施状況

目標 (H29)	H 2 7実績	進捗率
60.0%	59.6%	99.3%

※全日制国立高等学校において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合

(58) 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備

- ① 「新たな高校教育に関する指針」に基づき、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた魅力ある高校づくりを推進
 - ・導入状況 : H27… 総合学科16校、全日制普通科単位制26校、普通科フィールド制7校
- ② 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等の管理運営のため助成

(59) 家庭及び社会教育への支援の促進

- ① 「北海道家庭教育サポート企業等制度」の協定締結企業等の拡大を図り、家庭教育を支援するための職場環境づくりを推進
- ② 地域住民が学校教育支援ボランティアとして学校の教育活動を支援する体制づくりを推進
 - ・学校支援地域本部実施市町村 : H27…125市町村(265本部)
- ③ ボランティア活動などの体験学習の機会を充実するため、体験活動・ボランティア活動支援センターを設置し、体験活動に関する情報を収集・提供
 - ・センターホームページで提供した体験活動等情報件数 : H27…2,081件
- ④ 青少年の社会参画を推進するため、地域活動の核となる青少年活動リーダーを養成
 - ・ジュニアリーダーコース : H27…修了者270名(中学生185名、高校生85名、道内14か所実施)
 - ・シニアリーダーコース : H27…修了者15名(道内1か所実施)
- ⑤ 学校や地域社会の連携によって、子どもや地域住民のボランティア活動等への参加を促す活動を支援
- ⑥ 野外活動、自然観察等様々な体験活動を行うことができる、道内6か所(砂川、深川、森、北見、足寄、厚岸)の道立青少年体験活動支援施設を維持管理

■ 「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数

目標 (H29)	H 2 7実績	進捗率
2,500社	2,061社	82.4%

(60) いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備

- ① 児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言を行うため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを、小学校、中学校、高校、特別支援学校等に配置
 - ・スクールカウンセラーの配置 : H27…355校(小学校13 中学校260 中等教育学校1 高校74 特別支援学校7)
 - ・スクールカウンセラー連絡協議会の開催 : H27…1回
 - ・教育相談員セミナーの開催 : H27…6か所
- ② 問題を抱えた児童生徒が置かれている環境の問題を解決するため、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置 : H27…27市町への配置、道教委での5名の任用
 - ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会の開催 : H27…2回
- ③ 不登校児童生徒の学校復帰のため、適応指導教室、民間の施設や学校が連携した指導方法・対処法などの協議を行う不登校児童生徒支援連絡協議会の開催
 - ・開催回数 : H27…1回

- ④ 子どもや保護者からの相談対応、関係機関との連携等により、問題解決につなげる支援を行うため、子ども相談支援センターを設置
- ⑤ 子ども相談支援センターの紹介カードを小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の児童生徒に配布
- ⑥ 専門的な見地から支援・助言を行うため、有識者や弁護士などで構成するいじめ問題等解決支援チームの派遣や、インターネット回線を活用した専門家による教育相談等の支援を行う体制を整備
- ⑦ いじめの防止等に関係する機関・団体の連携を図るため、北海道いじめ問題対策連絡協議会を開催
 - ・北海道いじめ問題対策連絡協議会 : H27…2回
- ⑧ いじめ・不登校等の問題に関する管内の対応を検討するため、各教育局で地域いじめ問題等対策連絡協議会を開催
- ⑨ 児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、ひきこもり・不登校児童の家庭に、メンタルフレンド（児童の兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等）を派遣し、児童の自立を支援
- ⑩ 子どもの居場所づくりのあり方について、当事者だった方や支援団体等と意見交換会を開催。
- ⑪ 指導主事による学校教育指導等を通じた情報教育に関する指導助言
- ⑫ 「情報モラル教育の推進」に係る教員の研修講座の実施
- ⑬ ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施
 - ・ネットパトロール講習会 : H27…15回 329名
 - ・子どもたちをネットトラブルから守るための保護者講習会 : H27…49回 2,299名

■ ネットトラブル未然防止の取組状況

目標 (H29)	H 2 7 実績	進捗率
100%	小 : 92.1%	小 : 92.1%
	中 : 96.1%	中 : 96.1%
	高 : 99.2%	高 : 99.2%

※定期的にネットパトロールを行っている学校の割合

(61) 経済的負担の軽減

- ① 経済的理由で就学困難な生徒に対し、奨学資金等を貸し付けることにより経済的負担を軽減
 - ・公立高等学校奨学資金貸付金 : H27…1, 630人
 - ・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付金 : H27…1,066人
 - ・私立高等学校等奨学事業（貸付金） : H27…2, 994人
 - ・私立高等学校等奨学事業（入学資金貸付金） : H27…1,399人

24 若者への雇用環境の整備

(62) 若者の就業支援体制の整備

- ① 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
 - ・専修学校活用講座 : H27…323講座
- ② 高等技術専門学院において、学生の実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成を図ることを目的にインターンシップを実施
 - ・学生（全道8か所の高等技術専門学院）の派遣 : H27…331名（241事業所）
- ③ 若年労働者の雇用対策のため、職業安定機関、教育機関、経済団体等との密接な連携のもとに、地域の就職支援体制を整備し、面接機会を提供
 - ・新規高卒者就職面接会の開催 : H27…13回

(参考：新規学卒者(高校)就職内定率<H27年度卒> 北海道97.9%、全国99.1%)

- ④ 高卒未就業者等の若年者に対し、職業訓練と企業実習を一体化させた実践的な職業能力開発(デュアルシステム訓練)を実施
 - ・実施数 : H27…11コース
- ⑤ 私立専修学校等へ支援することにより、実践的職業教育の促進や修学上の経済負担の軽減等を図るなど、生徒が質の高い職業教育を受ける機会の確保を図る。

(63) 若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出

- ① 農業を担う青年農業者等の育成・確保を図るとともに、新規就農者向け農業基礎講座や交流会などの開催、青年農業者グループの活動支援等を実施
 - ・新規就農者向け研修会の開催 : H27…3回172人
- ② 北海道漁業就業支援協議会を中心とした新規就業者の確保に向けた情報提供の充実・強化を図るとともに、漁業研修所などを活用した新規就業者に対する技術や知識の習得を促進
 - ・総合研修の開催 : H27…47人
- ③ 地域商業の実態に応じた自主的な取組を促進するため、人材の育成や実施体制構築等の取組を支援
 - ・補助件数 : H27…4件

25 社会全体による取組の推進

(64) 少子化対策に関する推進体制の整備

- ① 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 - ・各圏域毎に各年度2回程度開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催

(65) 地域における取組への支援

- ① 子育て支援団体や地域子育て支援拠点の従事者、一般の方などを対象に、地域の子育て支援活動の活性化やネットワークの形成を図るため、14振興局ごとに「子ども・子育て応援セミナー」を開催

(66) 子育て支援団体等の活動の促進

- ① 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営
- ② 地域全体の子育てを支援する気運の醸成を図るため、地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰
 - ・ほっかいどう子育て応援大賞：H27…3団体

(67) 地域住民等による地域ぐるみの取組の促進

- ① 地域の「せわずき・せわやき隊」の組織化を図り、子育てボランティアの参加意識を醸成
- ② 「北海道すきやき隊（子育て応援団）」の登録促進
 - ・登録企業等数：101企業等
- ③ 子育て世帯が買い物や施設利用の際に特典が受けられる「どさんこ・子育て特典制度」の導入促進
 - ・導入市町村数：54市町村
- ④ 第三期計画の内容や少子化対策の取組の普及啓発を図るため、14総合振興局（振興局）管内及び札幌市において、「少子化対策パネル展」を開催
 - ・実施箇所数：H27…15か所
- ⑤ 結婚、妊娠・出産、子育てを応援する気運醸成のため、テレビCMなど様々なメディアを活用した広報啓発を展開する「ポジティブキャンペーン」を11月を中心に実施
- ⑥ 高齢者が増加する中で、地域での身近なボランティア活動や交通安全活動、世代間交流における地域伝承活動等を行う老人クラブの取組を支援
- ⑦ 主任児童委員、民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、必要な知識技術に関する研修などを充実強化するとともに、活動を促進
- ⑧ 主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実強化を図るため、(財)北海道民生委員児童委員連盟の実施する事業及び運営を支援
- ⑨ 主任児童委員及び民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、新任研修・専門研修を実施

■ せわずき・せわやき隊等の組織化

目標 (H31)	H27実績	進捗率
全市町村	95市町村	53.1%

■ 少子化対策パネル展の開催

目標 (H31)	H 2 7 実績	進捗率
延べ150か所	延べ104か所 (H27: 15か所)	69.3%

※目標：H22からの延べ開催か所数

26 教育環境の整備

(68) 木育の促進

- ① 地域材を活用した学校関連施設等の木造化・内装木質化
 - ・整備実績 : H27…6件
 - ・地域材使用量 : H27…919.68㎡
- ② 北海道の木育のホームページで、学校における木育の取組内容や協力体制等について普及PR

27 生活環境の整備

(69) 子育てに配慮した住宅の供給促進

- ① 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現を目標として計画的に道営住宅を整備
 - ・ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備戸数 : H27…117戸
- ② 子育て支援の充実を図る道営住宅の整備
 - ・子育て支援住宅の整備戸数 : H27…12戸

(70) 安全な道路交通環境等の整備

- ① 通学路を含む生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を定めて速度を規制する「ゾーン30」を整備
 - ・「ゾーン30」の整備箇所数 : H27年度…33箇所

■ 地域と連携した通学路の安全確保の取組状況

目標 (H29)	H 2 7 実績	進捗率
100%	平成28年9月頃 確定予定	—

(71) 子育てバリアフリー等の整備

- ① 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき公共的施設において、授乳用のスペースの設置など、生活空間全体のバリアフリー化を推進
- ② 交通バリアフリー化促進のため路線バス事業者に対し、ノンステップバス等の購入費用を助成
 - ・助成実績 : H27…1社1両
- ③ 社会全体で、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進していくため「母になる人への贈りもの運動」を実施
 - ・毎月22日を「妊婦さんの日」に制定し普及啓発
 - ・妊婦向け情報誌の作成、協賛企業のクーポン券の配布

- ④ 乳幼児を抱える親子が安心して外出できる環境づくりを図るため、授乳やおむつ交換ができる場所を有する施設の登録を行う「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録等促進事業の実施
 ・登録数：275施設

■ 「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数

目標 (H31)	H27実績	進捗率
全市町村	76市町村	42.5%

(72) 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

- ① 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
 ・スクールガードリーダーの巡回指導事業 : H27…25市町村
 ・スクールガード養成講習会事業 : H27…1市町村
 ・子どもたちの見守り活動事業 : H27…1市町村
- ② 青少年を取り巻く社会環境の整備の促進や福祉を阻害する行為を防止し、次代を担う青少年が健全に育成される社会の実現を目指して制定された「北海道青少年健全育成条例」に基づき、有害情報の制限やインターネットの利用に係る健全な環境の整備などの諸対策を推進
 ・立入調査を実施
 ・条例に基づく北海道青少年健全育成基本計画（どさんこコースプラン）の推進
 ・有害情報対策
- ③ フィルタリングの普及促進等に係る要請訪問
 ・訪問先 : 携帯電話事業者 H27…3社
- ④ 学校、家庭、関係機関が連携した児童生徒の安全確保に向けた取組の推進
 ・企業・団体に対する深夜に徘徊している児童生徒への声かけ等の協力要請 : H27…13機関・団体
 ・保護者・地域に対する児童生徒の見守りについての啓発資料の作成・配布
- ⑤ ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施
 ・ネットパトロール講習会 : H27…15回 329名
 ・子どもたちをネットトラブルから守るための保護者講習会 : H27…49回 2,299名

28 市町村における取組への支援

(73) 定住や移住促進に向けた取組への支援

- ① 移住希望者の総合相談窓口となる「北海道ふるさと移住定住推進センター」を設置するとともに、移住希望者に向けた「しごと」「住まい」「暮らし」の情報を一元的に収集・発信するポータルサイト「北海道移住まるごと情報サイト～SHIFT LIFE北海道～」を開設。
- ② 北海道への移住を促進するため、就業体験と体験移住をセットにした移住体験モニター事業(12市町)を実施。
- ③ 地域に潜在するしごと情報の掘り起こしなどを行うローカルワークコーディネーターを各14(総合)振興局に配置。
- ④ 北海道に関心のある首都圏在住者に対し、北海道の暮らしやしごとなどの情報を提供し、相談対応する定期的な機会として「HOKKAIDOなるほ道サロン」を東京で開催(22回開催)。
- ⑤ 道外からの人材誘致(U・Iターン)を促進するため、U・Iターン求人求職情報提供システムによる求人・求職情報の提供を行うとともに、大都市圏の大学の就職相談会や民間就職説明会において道内求人報の提供を行った。
 ・U・Iターン求人求職情報提供システム(H27年度)
 登録求職者数 : 406人 登録求人企業数 : 403社

- 相談件数 : 619件 就職決定者 : 17人 (うち、Uターンフェア9人)
- ・北海道 U・Iターンフェア
実施場所 : 東京都、参加企業 : 40社、来場者 : 148人、就職決定者 : 9人
 - ・首都圏、関西圏の大学就職相談会への参加
19大学、相談者86人
 - ・首都圏、関西圏の民間就職説明会への参加
東京、大阪で開催した民間就職説明会に4回参加。面接者数 : 165名、就職決定者 : 3名

(74) 総合振興局・振興局による市町村支援

- ① 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 - ・各圏域毎に各年度2回程度開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催

北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例

平成16年10月19日公布：北海道条例第90号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策等（第7条—第21条）

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会（第22条—第29条）

附則

北海道の将来を担う子どもが、広い大地と豊かな自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、私たち道民すべての願いである。

急速な少子化の進行は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなること、生産年齢人口の減少等により経済や地域社会の活力が低下することなど、北海道の将来に広く深刻な影響を与えることが懸念されている。

少子化には、晩婚化や未婚化などが深く関わっており、さらに北海道においては、核家族化が進んでいること、結婚や子どもを持つことに関して従来の考え方にとらわれない意識が高いこと、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備が不十分なことなどの要因が存在する。

また、こうした核家族化の進行や雇用環境などが、家庭や地域における子育てを支援する力の低下と相まって、子育ての不安の増大を招いており、児童虐待の増加など子どもの人権問題にも影響を及ぼしている。

このような状況の中で、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会を実現することは、北海道の重要な課題である。

私たちは、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指さなければならない。

このような考え方によって、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現のために、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び事業者の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「少子化対策」とは、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて行うすべての取組をいう。

（基本理念）

第3条 少子化対策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1)子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること。
- (2)すべての子ども及び子どもを生み育てようとする者への支援に向けて取り組むこと。
- (3)家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等が、相互連携の下、社会全体で取り組むこと。
- (4)保健、医療、福祉、労働、教育その他子どもに関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
- (5)地域の人口構造、産業構造、自然環境その他の地域特性を踏まえて取り組むこと。
- (6)結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分尊重されるよう配慮すること。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）の通り、少子化対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 道は、少子化対策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図らなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念の通り、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努め

るとともに、道が実施する少子化対策に協力する責務を有する。

（道民の役割）

第6条 道民は、基本理念に対する理解を深め、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に資するよう努めるとともに、道が実施する少子化対策に協力しなければならない。

第2章 基本的施策等

（実施計画）

第7条 知事は、少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 計画は、少子化対策の目標、内容等について定めるものとする。
- 3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道子どもの未来づくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

（社会全体による取組の促進）

第8条 道は、少子化の現状及び要因、少子化が北海道の社会経済に与える影響等を把握し、道民、事業者等に広く周知するとともに、少子化対策の意義、目的等について、道民、事業者等の理解を促進するものとする。

2 道は、家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等がそれぞれの責務又は役割を果たすことができるよう支援するとともに、相互の連携の下、社会全体による少子化対策の推進が図られる体制の整備に努めるものとする。

（子どもの権利及び利益の尊重）

第9条 道は、子どもの権利及び利益の尊重について普及啓発を図るとともに、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備に努めるものとする。

（地域における子育て支援体制等の充実）

第10条 道は、地域において子育てを支援する拠点並びに子育てに関する不安を抱える親及びその子どもが交流し、相談することができる場の確保を促進するものとする。

- 2 道は、地域における子育てを支援する団体等の活動の促進を図るとともに、高齢者、子育て経験者等の人材及び公民館等の施設の効果的な活用を促進するものとする。
- 3 道は、母子家庭及び父子家庭の子育てと仕事との両立が図られるよう、地域において就業支援及び生活支援を行う体制の整備を推進するものとする。
- 4 道は、養育に恵まれない子どもが健やかに成長できるよう、地域において養育支援及び自立支援を行う体制の整備を推進するものとする。
- 5 道は、発達の違い又は障害のある子ども及びその家族が必要な療育、相談等を受けられるよう、地域において発達支援を行う体制の整備を推進するものとする。

（保育サービス等の充実）

第11条 道は、子育てに関する多様な需要に対応した保育サービス等が提供されるよう、保育所における延長保育、休日保育等及び幼稚園における預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後において、希望する者を対象として行われる教育活動をいう。）、放課後における児童の健全育成に関する活動等並びに地域における子育ての相互援助に関する活動を促進するものとする。

- 2 道は、保育所への入所の需要に対応するため、市町村との連携の下、児童の計画的な受入れを促進するものとする。
- 3 道は、保護者の要請及び地域の実情に応じた多様な保育及び教育を提供できるよう、保育所と幼稚園との連携等を促進するものとする。
- 4 道は、良質な保育サービス等の提供を確保するため、保育士等の資質の向上を促進するものとする。
- 5 道は、保育所及び幼稚園の情報その他の子育て支援に関する情報を

提供する体制の整備を促進するものとする。

(雇用環境等の整備)

第12条 道は、家庭生活との均衡のとれた働き方及び職場における性別にとらわれない役割分担に関して、事業者及び労働者の意識の啓発を推進するものとする。

2 道は、労働者の家庭と仕事との両立を促進するため、育児休業制度その他の子育てを支援する制度の事業者及び労働者への普及啓発等を推進するものとする。

3 道は、若年者が自立して家庭を築くことができるよう、就業の支援体制の整備を推進するものとする。

(母子保健医療体制等の充実)

第13条 道は、母子の保健医療体制を充実するため、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健サービスの提供及び周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもを持つことを希望する者の不妊に関する相談体制の整備及び適切な情報提供を推進するものとする。

(児童健全育成等の促進)

第14条 道は、子どもが健やかに成長できるよう、児童館等の活動の促進を図るとともに、都市公園等の整備、河川等自然環境を活用した遊び場の整備その他の子どもが自由に遊び、安全に過ごすことができる環境の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもの豊かな心をはぐくむため、子どもの読書活動、地域における文化の伝承活動その他子どもが文化、芸術等に親しむことができる環境の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健、教育、農林水産その他の関係分野の連携により、健全な食生活等に関する知識の普及等を促進するものとする。

4 道は、性、喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及を推進するとともに、子どもの精神保健に関する問題に適切に対応できる体制の整備を促進するものとする。

(児童虐待防止対策の充実)

第15条 道は、児童虐待の未然防止及び早期発見、被虐待児童の保護及び支援、保護者への指導その他の児童虐待の防止対策を総合的に推進するものとする。

2 道は、児童虐待の防止対策を充実するため、地域における保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係機関及び関係団体の連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(教育環境の整備)

第16条 道は、子どもが結婚、子育て等に希望を持つことができるよう、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育、啓発等を推進するものとする。

2 道は、子どもが豊かな人間性をはぐくみ、たくましく生きる力を身に付けることができるよう、地域特性を生かした魅力のある教育、ゆとりのある教育その他の適切な教育環境の整備を推進するものとする。

3 道は、家庭及び地域社会における教育を充実するため、家庭、学校及び地域社会との連携の下、家庭教育への支援、多様な体験活動の機会の提供等を促進するものとする。

4 道は、いじめ、非行、不登校等の問題に対応するため、相談体制の強化及び家庭、学校、地域社会等との連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(生活環境の整備)

第17条 道は、子育てに配慮した良質な住宅の供給等を促進するものとする。

2 道は、子どもが安全に通行できる道路交通環境の整備、交通安全活動等を促進するとともに、子ども及び子どもを生み育てる者が安心して利用できる施設等の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが犯罪に巻き込まれない安全な環境の整備を促進するとともに、子どもの健やかな成長を阻害するおそれのある行為、情報等についての対策を促進するものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 道は、子どもを生み育てる者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第21条 知事は、毎年、少子化対策の推進状況について、公表しなければならない。

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会

(設置)

第22条 北海道における少子化対策を推進するため、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第25条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 少子化対策に関係する団体の役職員

(3) 事業者(法人にあっては、その役職員)

(4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

(5) 公募に応じた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成16年12月1日から施行する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)